

呉市告示第346号

令和9年度及び令和10年度において呉市が発注する測量及び建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加し、契約の相手方となる者に必要な資格（以下「入札参加等資格」という。）及びその資格審査の申請手続等について、呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）第3条第4項（同規則第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月5日

呉市長 新原 芳明

1 用語の意義

この告示における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 市内業者とは、登記簿上の本店を呉市内に有する者をいう。
- (2) 準市内業者とは、営業所等を呉市内に有し、当該営業所等に契約締結権限等を委任している者をいう。
- (3) 市外業者とは、市内業者及び準市内業者以外の者をいう。

2 入札参加等資格

別表第1右欄の業務部門について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 経営に関する事項

- ア 業務別年間平均実績高
- イ 自己資本額
- ウ 有資格者数
- エ 営業年数

(2) その他の事項

- ア 呉市の指名停止等の状況
- イ その他市長が必要と認める事項

3 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加等資格の審査に係る申請を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 呉市に納付すべき税金並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (3) 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加等資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
- (4) 直近2年間に於いて、入札参加等資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野につい

て、業務を行った実績がない者

(5) 入札参加等資格の審査に係る申請において、虚偽の申請を行った者（過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由として呉市の入札参加等資格の取消しをされた者で、入札参加等資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。）又は重要な事項について記載（添付）しなかった者

(6) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者

ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

4 資格審査申請の手続

入札参加等資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子申請（広島県及び県内市町（広島市を除く。）が共同して運用する電子入札等システムによって、インターネットを利用した申請）又は窓口申請を行うものとする。

市内業者・準市内業者は、電子申請又は窓口申請のどちらか一つの方法に限るものとし、市外業者は、市長が特に認めた場合を除き電子申請によるものとする。

(1) 電子申請

ア 対象者

市内業者・準市内業者のうち窓口申請を行わない者、市外業者

イ 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、広島県に提出すべき添付書類（広島県告示第968号を参照。）については広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号）（以下「広島県建設産業課」という。）へ、別表第2に掲げる資格審査申請書類等については呉市財務部契約課（呉市中央4丁目1番6号）（以下「呉市契約課」という。）へ持参又は郵送により提出するものとする。

ウ 申請期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月20日（金）までに電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和8年11月27日（金）までに別に提出すべき添付書類等を広島県建設産業課及び呉市契約課へ持参又は郵送により到達させなければならない（期日までに記録又は書面が到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

(2) 窓口申請

ア 対象者

市内業者・準市内業者のうち電子申請を行わない者

イ 申請方法

別表第2に掲げる資格審査申請書類等を呉市契約課へ持参又は郵送により申請を行うものとする。

ウ 申請期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月27日（金）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで

なお、申請期間経過後は、市長が特に必要とする場合を除き受理しない。

5 入札参加等資格認定の通知

入札参加等資格の認定をしたときは、令和9・10年度の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加等有資格者名簿に登載し、申請者に通知する。なお、認定をしなかったときもその旨を申請者に通知する。

6 入札参加等資格の取消し

入札参加等資格の認定後、入札参加等資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加等資格の取消しを行う。

入札参加等資格の取消しを受けた者は、令和9年度及び令和10年度において再び入札参加等資格の申請をすることができない。また、令和11年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加等資格の申請をすること及び入札参加等資格の認定を受けることができない。

7 入札参加等資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加等資格は、その認定の日から令和11年3月31日まで有効とする。ただし、令和11年4月1日以降においても令和11年度の入札参加等資格の認定が行われていないときは、令和11年度の入札参加等資格が認定される日まで有効とする。

8 申請書等の記載事項の変更

申請後において申請書等の記載事項（商号又は名称、代表者、所在地等）に変更を生じた場合は、速やかに変更事項を記載した書類等を提出すること。

ただし、呉市内へ本店又は営業所等を開設する場合は、別に告示する追加申請の時期にのみ受け付けるものとする。

9 その他の事項

(1) 追加申請の時期、手続等については、別に告示する。

(2) 今回の申請で登録を希望しなかった別表第1に掲げる業務分野又は業務部門について、資格認定後に追加で登録の希望をする場合は、別に告示する追加申請の時期にのみ受け付けるものとする。

(3) この告示で定めのない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第 1

業 務 分 野	業 務 部 門
測量	測量一般
	地図の調製
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
	意匠
	構造
	暖冷房
	衛生
	電気
	建築積算
	機械設備積算
	電気設備積算
	調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査
	土地評価
	物件
	機械工作物
	営業・特殊補償
	事業損失
	補償関連
	総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川，砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	水産土木

土木関係建設コンサルタント	廃棄物
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画, 施工設備及び積算
	建設環境
	機械
	電気電子
その他	不動産鑑定
	登記手続等
	その他

別表第2

番号	資格審査申請書類等	呉市独自 様式番号	市内業者・ 準市内業者	市外業者
1	測量及び建設コンサルタント等業務入札参加等資格審査 申請書	コンサル様式 1	○	○
2	希望業務分野登録申請書	コンサル様式 2	○	○
3	有資格技術職員の状況	コンサル様式 3	○	○
4	技術者経歴書 ※電子申請を行う場合は提出不要	コンサル様式 4	○	—
5	希望業務分野別実績調書 ※電子申請を行う場合は提出不要	コンサル様式 5	○	—
6	使用印鑑届	コンサル様式 6	○	○
7	納税に関する誓約書	コンサル様式 7-1	○	○
8	暴力団等を排除する措置及び社会保険等の加入に関する 誓約書	コンサル様式 7-2	○	○
9	社会保険等の加入に関する申出書	コンサル様式 7-3	△	△
10	委任状	コンサル様式 8	△	△

11	営業所等所在調書 (測量及び建設コンサルタント等業務)	コンサル様式 9-1・9-2	○	—
12	誓約書 (個人事業者用)	コンサル様式 10	○ (個人事業者)	○ (個人事業者)
13	代表者の身分証明書の写し	—	○ (個人事業者)	○ (個人事業者)
14	登記事項証明書 (商業登記簿謄本) の写し	—	○ (法人事業者)	○ (法人事業者)
15	国税通則法施行規則 (昭和37年大蔵省令第28号) 別紙第9号書式による納税証明書の写し (消費税及び地方消費税に係るもの) ※電子申請を行う場合は提出不要	—	○	—
16	印鑑証明書の写し	—	○	○
17	財務諸表の写し 法人…直前1年の事業年度についての、貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人…直前1年の事業年度についての、貸借対照表及び 損益計算書	—	○	○
18	測量業者登録証明書又は通知書、建築士事務所登録証明書又は通知書、不動産鑑定業者登録証明書又は通知書、測量業者登録申請書の別紙 (別表第十一 (第十二条関係)) の写し (申請時において有効であるもの)	—	△	△
19	送信完了兼受付票の写し ※窓口申請を行う場合は提出不要	—	○	○
20	受付票 (測量及び建設コンサルタント等業務) ※窓口申請を行う場合は提出が必要。電子申請の場合は、 受付完了を確認したい場合のみ提出が必要	コンサル様式 11	○	△
21	受付票送付用封筒 (宛先を記入し、切手を貼付したもの) ※受付完了を確認したい場合に番号21と共に提出のこと。	—	△	△
22	資格認定通知送付用封筒 (宛先を記入し、切手を貼付したもの)	—	○	○

注1 ○印は、必ず提出すること。△印は、該当する場合に提出すること。

- 番号 13, 14, 15, 16 の証明書については、申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出すること。
- 入札参加等資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、番号 17 にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出するものとする。
- 電子申請時に係る広島県建設産業課への提出書類については、広島県告示第968号を確認の上、提出すること。なお、必要な添付書類が期日までに到達しない場合は申請全体を無効とし、かつ書面での申請はできないものとする。

(参考) ※ 電子申請については、広島県ホームページを参照のこと。

「広島県の調達情報」 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>